

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

就労継続支援A型事業者 各位

京 都 市 保 健 福 祉 局
保 健 福 祉 部 監 査 指 導 課 長
障 害 保 健 福 祉 推 進 室 企 画 課 長
(公 印 省 略)

**指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱い及び様式例について（通知）**

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、指定就労継続支援A型事業における適正な運営のため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）」等が改正され、その取扱い等について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（障障発 0330 第 4 号平成 29 年 3 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「厚労省通知」という。）」が発出されました。

については、厚生労働省通知に基づく、本市の具体的な取扱いについては、下記のとおりとしますので、各事業者におかれましては、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 厚労省通知 1 (1) 指定基準第 191 条第 3 項に係る取扱い（就労継続支援A型計画の作成）について

(1) 就労継続支援A型計画の作成にあたっては、次の内容を含むようにしてください。

- ・ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

(2) 就労継続支援A型計画の様式は、**別添様式 1**を使用するよう努めてください。

なお、**別添様式 1**は最低限押さえておくべき内容を例示したものですので、計画作成上の必要に応じて記入欄を広げたり、別の項目を追加することは差し支えありません。

4 厚労省通知2 新規指定時の取扱いについて

平成29年4月1日以降に指定を受けた就労継続支援A型事業所について、指定後半年後を目途に、実地指導を実施します。該当する事業所への通知は別途行います。

5 厚労省通知3 指定就労継続支援A型事業所に係る情報公表について

就労継続支援A型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が、適切な事業所を選択できるよう、以下の情報を事業所のホームページで公表するよう努めてください。

- ① 貸借対照表，事業活動計算書（損益計算書，正味財産増減計算書を含む），
就労支援事業事業活動計算書，就労支援事業別事業活動明細書
- ② 主な生産活動の内容
- ③ 平均月額賃金（工賃）

6 その他

正当な理由なく、本通知の2に規定する計算書類の提出を拒否する場合は、個別の実地指導等を予定しています。

また、本通知の3に規定する運営規程の作成等を行わず、また虚偽の内容を記載する等、指定基準違反が認められる場合は、厳正に対処します。

（添付書類）

- ・「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（障障発 0330 第4号平成29年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・別添様式1 「就労継続支援A型計画」
- ・別添資料2 「運営規程作成例（就労継続支援A型）」